

## 北海道告示第10481号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、別冊のとおり北海道外来医療計画を定め、令和2年3月31日から施行する。

「別冊」は省略し、その別冊は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課、各（総合）振興局保健環境部保健行政室及び地域保健室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木 直道